

## ② 居住促進区域の設定

区域設定の考え方を踏まえ、本市の居住促進区域を以下のとおりに設定します。

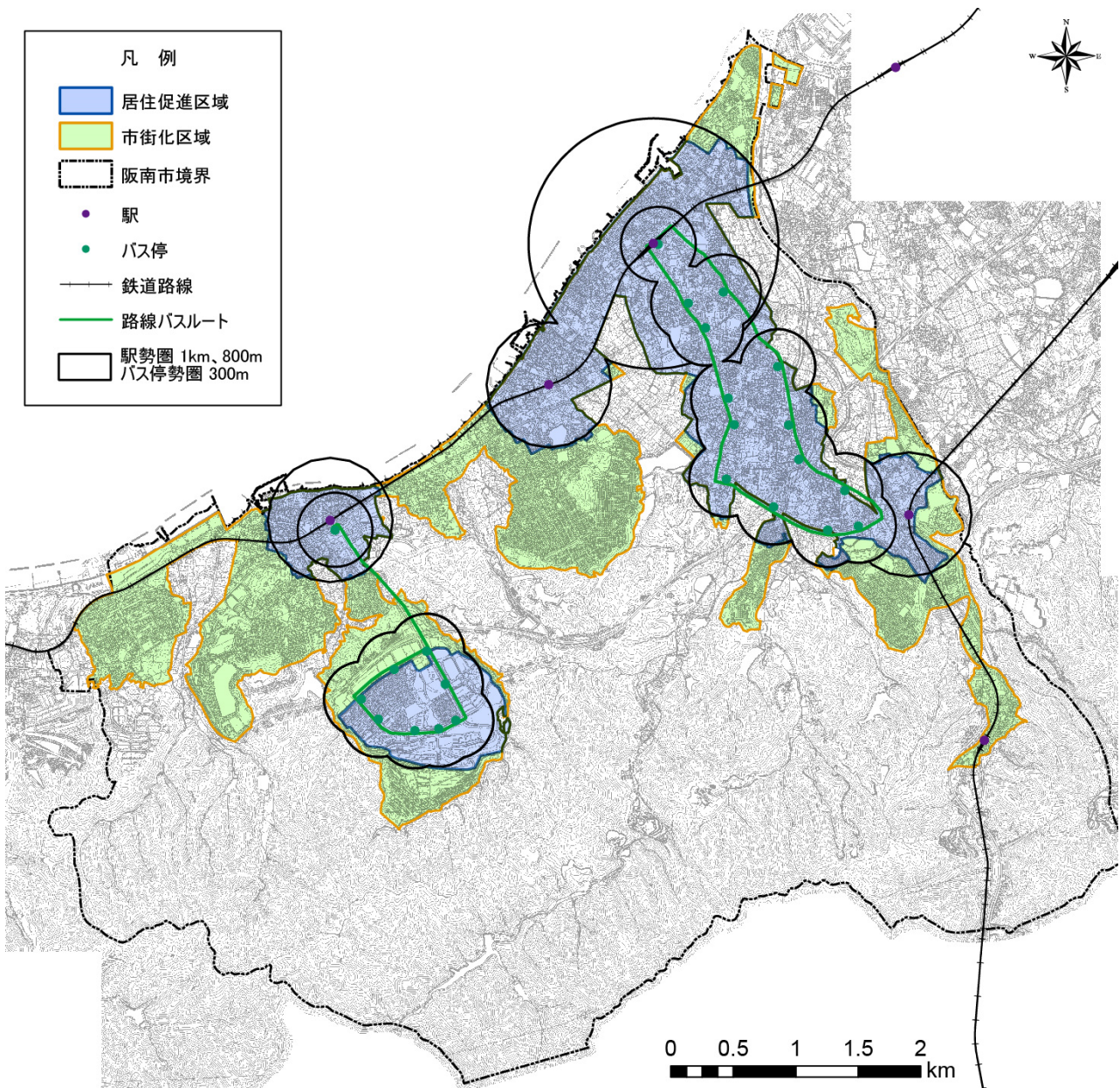


図 4-8 居住促進区域



### 4.3 中心区域（都市機能誘導区域）

#### （1） 中心区域の設定

##### ① 設定方針

中心区域は、医療、福祉、商業等といった都市の機能を増進する施設が立地し、本市が都市として持続していくために必要な、中核的な拠点を形成するために定める区域です。

##### ② 区域設定の考え方

医療、福祉、商業等の施設立地が充実しており、南海本線特急停車駅、路線バスの起終点機能をもつ尾崎駅から 800m 圏を、当該圏域内バスが時間あたり概ね 3 本以上停車するバス停留所から 300m 圏を加えた範囲を基準として、中心区域（都市機能誘導区域）を設定します。

上記圏域を基本とし、市街化区域界、用途地域界、地形地物で誘導区域界を設定します。なお、上記圏域外であっても、用途地域や地形地物の過半が中心区域内にある場合は、中心区域とします。

尾崎駅周辺は都市機能の実態が主に南海本線の南側にあることから、南海本線北側については近隣商業地域、第二種住居地域及びこれに接する公共用地に限定します。

##### ③ 中心区域の設定

区域設定の考え方を踏まえ、本市の中心区域を以下の赤太線内のとおり設定します。

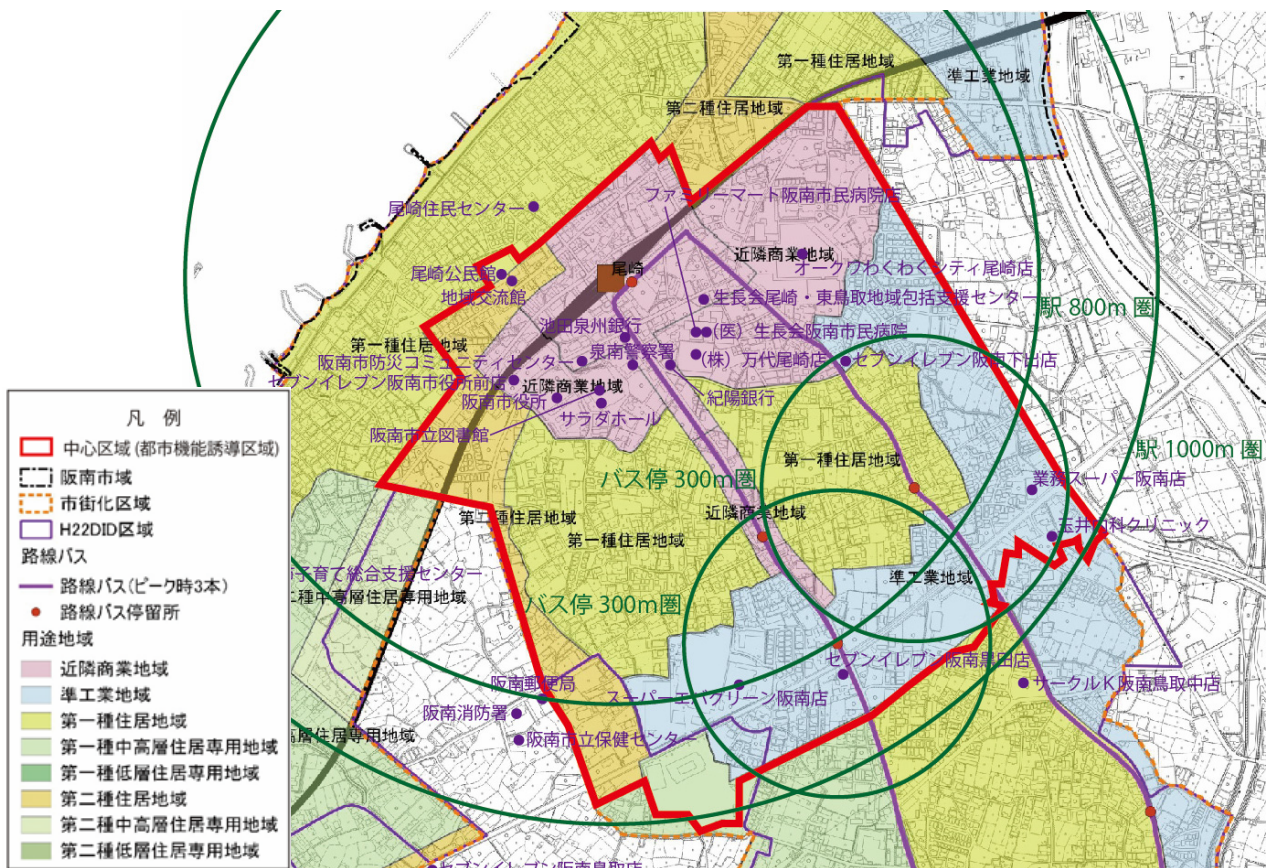


図 4-9 中心区域（尾崎駅周辺 都市機能誘導区域）

(2) 中心区域内に誘導する施設の設定（誘導施設の考え方と誘導施設の候補）

1) 誘導施設候補

① 誘導施設とは

誘導施設とは、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき「都市機能増進施設」を設定するもの（第8版 都市計画運用指針 平成30年3月 国土交通省）」であり、また「都市機能増進施設」とは、「医療施設、福祉施設、商業施設等その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市再生特別措置法第81条第1項）」をいいます。

② 本市にとって今後重要となる視点と誘導施設（例）

本市では、人口減少や少子高齢化の進展を踏まえ、本計画の主なターゲットを「子育て世代」と「高齢者層」に設定し、減少傾向にある子育て世代と増加傾向にある高齢者の両世代が交流し、支え合い、ともに暮らせるまちづくりを検討していきます。

誘導施設としては、下表のような都市機能や施設を、中心区域（都市機能誘導区域）に集積させることが考えられます。

その中でも、本市総合計画の理念である「協働・共助」、本計画のターゲットである子育て世代と高齢者が交流し、ともに暮らせる機能に加えて、増加していく高齢者の健康を増進する機能が特に重要と考えます。

表 4-2 今後重要となる視点と誘導施設（例）

今後の重要となる視点	重要となる機能	誘導施設（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世代の流入促進</li> <li>○高齢者増加への対応</li> <li>○子育て世代、高齢者層がともに暮らせるまちづくり</li> </ul>	○商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな買い物やショッピング等に対応した買物・飲食等ができる施設（例：大規模な商業施設）</li> <li>・日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買物ができる施設（例：コンビニエンスストア、食品スーパー等の商業施設）</li> </ul>
	○医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な医療サービスが受けられる施設（例：病床数20床以上の内科外科を有する病院）</li> <li>・日常的な診療が受けられる施設（例：かかりつけ医による外来診療所）</li> </ul>
	○介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康・福祉について相談等ができる施設（例：地域包括支援センター）</li> <li>・日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる施設（例：通所型の介護施設）</li> </ul>
	○子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てについて相談等ができる施設（例：子育て支援センター）</li> <li>・就学前の子どもに対する保育および教育等のサービスを受けることができる施設（例：幼稚園、保育所、認定こども園）</li> </ul>
	○教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者の教育施設（例：小学校、中学校）</li> <li>・高等教育を受けることができる施設（例：高等学校、大学、専門学校）</li> <li>・一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設（例：図書館、公民館、文化センター）</li> </ul>
	○行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な行政施設（例：市役所）</li> </ul>
	○交流・健康増進機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（例：地域交流センター）</li> <li>・市民の健康増進を図る施設（例：スポーツ施設）</li> </ul>

### ③ 誘導施設候補

表 4-2 今後重要となる視点と誘導施設（例）を踏まえ、本市の中心区域への誘導施設候補を以下のように設定します。

中心区域以外で誘導施設を整備する際には、届出義務が発生します。本市の状況を踏まえ、必ずしも中心区域に誘導する必要がない施設は、誘導施設には位置づけないこととします。

表 4-3 誘導施設候補

機能	施設		誘導施設候補
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買回りができる施設（例：コンビニエンスストア、食品スーパー等の商業施設）	大型の施設	○
		小型の施設	×
医療	総合的な医療サービスが受けられる施設（例：病床数 20 床以上の病院）		○
介護・福祉	日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる施設（例：通所型の介護施設）		×
	健康・福祉について相談等ができる施設（例：地域包括支援センター）		×
子育て	就学前の子どもに対する保育および教育等のサービスを受けることができる施設（例：幼稚園、保育所、認定こども園）		×
	子育てについて相談等ができる施設（例：子育て支援センター）		×
教育・文化	一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設（例：図書館、劇場その他これに類するもの）		○
	日々の様々なコミュニティ活動を行うことができる施設（例：公民館）		×
行政	主要な行政施設（例：市役所）		○
交流・健康増進	多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（例：コミュニティ施設）	総合型の施設	○
		単体型の施設	×
	市民の健康増進を図る施設（例：スポーツ施設）	総合型の施設	○
		単体型の施設	×

○：誘導施設候補とする施設      ×：誘導施設に位置づけない施設

#### ④ 現在の施設立地状況

表 4-3 誘導施設候補に設定した施設について、現在の立地状況を整理すると以下のとおりとなります。

大部分は既に整備されていますが、一部で整備されていない施設・機能もあります。また、一定整備されていても、少子高齢化等の本市の状況を踏まえると、今後、機能強化等が課題となるものもあります。

なお、「介護・福祉」「子育て」については、表 4-3 誘導施設候補で対象から除外しているため、下表には記載していません。

表 4-4 現状の施設立地状況

機能	誘導施設候補	施設数	施設の名称	備考
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買物ができる施設（大規模小売店舗（大店立地法届出店舗））	4	・業務スーパー ・オークワ ・万代 ・エバーグリーン	当施設については、一定整備されている。
医療	総合的な医療サービスが受けられる施設（病床数 20 床以上の病院）	2	・阪南市民病院 ・玉井整形外科 内科病院	当施設については、一定整備されている。
教育 ・文化	一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設（図書館、劇場その他これに類するもの）	2	・阪南市立図書館 ・阪南市立文化センター	当施設については、一定整備されている。
行政	主要な行政施設（市役所）	2	・阪南市役所 ・泉南警察署等	当施設については、一定整備されている。
交流・ 健康 増進	多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（総合型の施設） 市民の健康増進を図る施設（スポーツ施設）（総合型の施設）	3	・阪南市地域交流館 ・地域交流センター ・阪南市防災コミュニティセンター	当施設については、一定整備されているが、今後の少子高齢化等の問題を踏まえ、機能の強化が課題。

### ⑤ 誘導施設の設定

先の考え方を踏まえ、誘導施設を以下の様に設定します。

表 4-5 本市の誘導施設

分野	誘導施設		方針
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買物ができる施設	大規模小売店舗	・既に一定整備されており、今後施設を適切に維持する。
医療	総合的な医療サービスが受けられる施設	病院	・既に一定整備されており、今後施設を適切に維持する。
教育・文化	一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設	図書館	・既に整備されており、今後施設を適切に維持する。
		劇場その他これに類するもの	・既に整備されており、今後施設を適切に維持する。
行政	主要な行政施設	市役所等	・市域全域を施設利用の対象とする等、中枢的な機能を有する施設は必要に応じて誘導する。
交流・健康増進	多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（総合型の施設）	総合型の施設	・少子高齢化等の問題を踏まえ、機能の強化、施設の刷新、誘導を図る。
	市民の健康増進を図る施設（スポーツ施設）（総合型の施設）		

### ⑥ 届出対象施設

誘導施設に設定された施設は、今後、中心区域外に新たに整備する場合は、届出が必要となります。設定した誘導施設を踏まえ、届出が必要となる施設を、下表のとおり定めます。

表 4-6 届出対象施設

分野	届出対象施設		説明
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買物ができる施設	大規模小売店舗	・大規模小売店舗立地法第2条及び第3条、大規模小売店舗立地法施行令第2条に規定する物販店舗
医療	総合的な医療サービスが受けられる施設	病院	・医療法第1条の5に規定する病院
教育・文化	一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設	図書館	・図書館法第2条第1項に定める図書館
		劇場その他これに類するもの	・建築基準法別表2（へ）項第3号に定めるもの
行政	主要な行政施設	市役所等	・市域全体を施設利用の対象とする等、中枢的機能を有する施設
交流・健康増進	多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（総合型の施設）	総合型の施設	・市民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設のうち、市民が利用できる多目的ホール、集会場等の複数の機能を備える施設
	市民の健康増進を図る施設（スポーツ施設）（総合型の施設）		



## 5 章. 誘導施策の検討及び目標値の設定

本計画がめざす「歩いて暮らし 多世代が交流するコンパクトシティ」の実現に向けては、基本方針でも掲げている都市機能や居住の誘導、拠点間を移動する公共交通ネットワークの活性化による交流の増進に向けた取組を進めていく必要があります。

一方で、それぞれ単体の施策を実施するだけではめざすべき社会の実現は難しく、このような取組を実施していく上では長期的かつ継続的な視点が不可欠です。

しかし、行政主導の取組だけでは限界があり、また市民の主体性を損なうことから、地域の担い手であるコミュニティ自身が主体となった取組を増やす等、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを推進していくことで、持続的な取組の実現を検討していきます。

以上の考え方を踏まえ、本計画における誘導施策・目標値を設定します。

### 5.1 誘導施策の検討

誘導施策については、誘導区域として設定した「中心区域」及び「居住促進区域」の各拠点での生活サービスや地域コミュニティの充実を図るため、「中心区域（まちなか）のための施策」、「地区拠点への居住促進のための施策」、「公共交通利用促進のための施策」について、それぞれの施策を検討します。

#### （1）都市機能誘導のための施策

##### ● 多世代交流の推進

- ・ 中心区域の公共スペース等で、子育て世代と高齢者層を中心とした多世代が交流する事で賑わいを生み、健康になれるまちをめざすため、市民とともに取り組みます。
- ・ 子育てを支援するため、こどもの預かりの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動について考えます。



出典：平成 27 年 10 月阪南市総合戦略  
図 5-1 公共施設（小学校跡地）の転用利活用



出典：平成 27 年 3 月阪南市生涯学習推進計画  
図 5-2 学校施設開放の利用

##### ● 安全・安心な歩行空間の整備

- ・ 歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、社会資本整備総合交付金の活用や、道路空間の再配分を含む歩道の設置・拡幅や段差の解消等、歩行者が安心して移動できる空間整備を検討します。



図 5-3 現在の尾崎駅前の歩道空間

● 既存ストック（公的不動産を含む）の有効活用

- ・誘導施設整備の際には、本市が有する公的不動産の有効活用を検討します。
- ・また、施設整備だけではなく、都市のオープンスペースとして地域住民が自由に活用を図ることを支援する等、賑わいを創出する空間としての有効活用を検討します。
- ・活用を検討する手法として、エリアマネジメントによる民間主体のまちづくり活動や、エリアリノベーションの考え方を踏まえたまちづくり活動を、市民や民間企業と連携し、進めます。

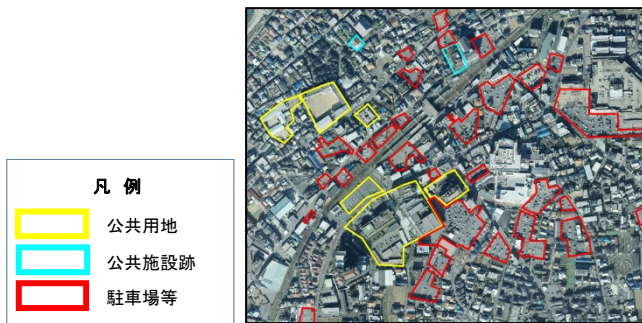


図 5-4 尾崎駅周辺の未利用地の状況



図 5-5 尾崎駅周辺  
(空撮：平成 29 年 12 月撮影)

● 学術機関との連携・協力

- ・賑わいや魅力の創出に向け、学術機関である大学等との連携・協力により、若年層の流入を取り込みつつ、官学連携によるまちづくりを進めます。

● 空き店舗の活用

- ・商業の振興や賑わいの創出を図るため、空き店舗活用事業補助金制度の活用等により、空き店舗の活用に取り組みます。



図 5-6 尾崎駅周辺整備イメージ

● 地産地消の推進等

- ・地産地消の推進等による交流の促進や地域活性化等を図るため、各拠点での地場産物の消費促進と地産地消による生活サービスの充実を図ることができる仕組みを市民とともに考えます。



図 5-7 阪南市小学校食育授業の風景

(2) 居住促進のための施策

● 空き家・空き地利活用

- ・空き家再生等推進事業等の活用により、空き家を利用した用途の転換や、空き家の除却によるコミュニティスペースの創出等を検討します。
- ・居住促進区域内の定住促進に向けて、空き家等を活用した定住促進を支援します。

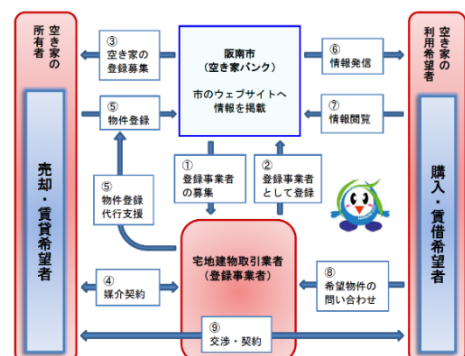
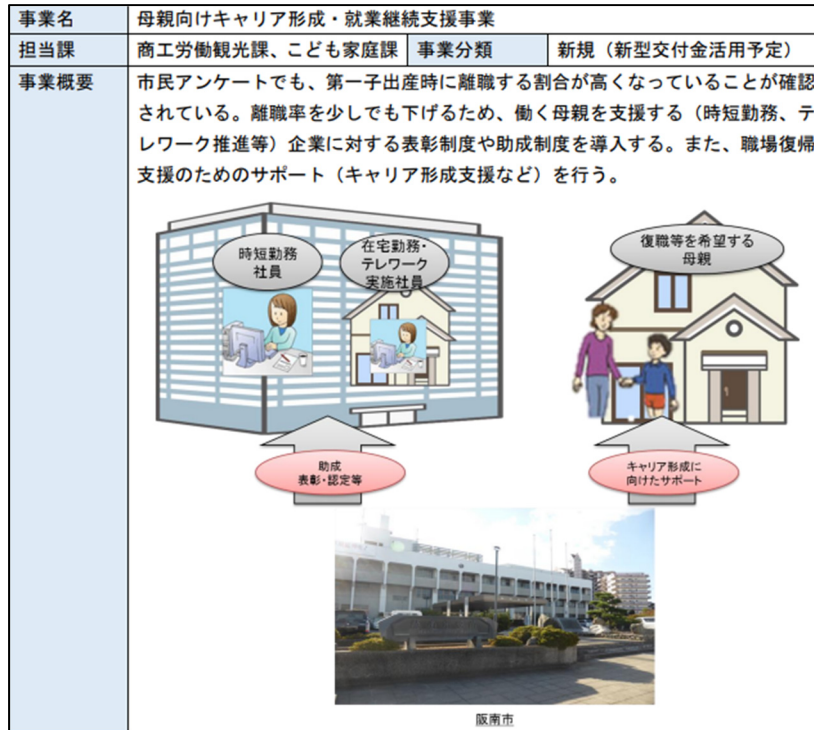


図 5-8 阪南市空き家バンク フロー



● 市内で働ける場の確保

- ・「都市構造の評価」に基づく地域経済の弱さ、指標による評価に基づく労働人口増加率の弱さを補い、働く親を支援する機能の誘導について、公的不動産に多機能な利用性を持たせる等、民間企業や市民とともに考えます。



出典：阪南市総合戦略アクションプラン

図 5-9 母親向けキャリア形成・就業継続支援事業

● 生涯学習や社会教育を通じた多世代交流の促進

- ・市民が持つ専門的な知識や技能の活用により、子育て世代や高齢者層といった多世代交流の促進を図るため、各地区拠点におけるコミュニティ施設等を活用した生涯学習や社会教育等の活動に、市民とともに取り組みます。



図 5-10 桃の木台まちづくりトークイベント

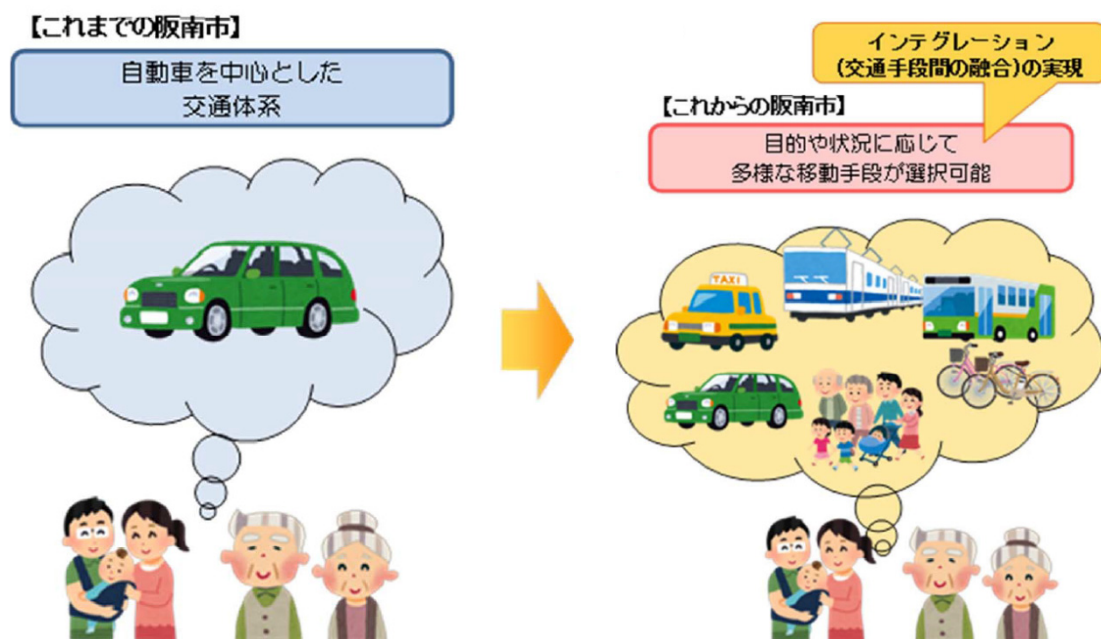


図 5-11 山中溪地域まちづくり寄合会風景

### (3) 公共交通利用促進のための施策

#### ● 公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現

- ・本市における将来のまちづくりの実現に向けて、これまでの自動車中心の移動手段から、公共交通と自動車交通の融合を推進することで、目的や状況に応じて多様な移動手段が選択できる交通体系の構築をめざします。
- ・シームレスな交通体系を構築することで、異なる交通モード間の乗継抵抗の軽減が図られるため、利用しやすい公共交通サービスにより、まちに誘い出され、歩くことで元気に暮らすことができるまちづくりを推進します。これにより、徒歩による移動機会の増加やまちの賑わいの創出が期待できます。
- ・住み慣れた地域で安心して生活が続けられ、公共交通により移動できるまちづくりを推進します。



出典：阪南市公共交通基本計画

図 5-12 公共交通と自動車交通のインテグレーションの考え方

● 公共交通基本計画に掲げた施策の実現

- ・本市の公共交通の利用促進を図り、まちの賑わいの創出に貢献するため、阪南市公共交通基本計画に掲げた次の取組の方向性に基づき、取組を進めます。

表 5-1 公共交通基本計画に掲げた施策例

取組の方向性	施策例
交通結節点の整備による機能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通結節点における乗継利便性の向上に係る検討</li> <li>○交通結節点における公共交通情報提供の拡充に関する検討</li> <li>○尾崎駅の交通結節点機能向上に関する検討</li> </ul>
公共交通ネットワーク改善による地域公共交通システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な公共交通ネットワーク構築に向けた検討</li> <li>○鉄道駅周辺道路や都市計画道路の整備推進</li> <li>○地域主体による新たな交通システム導入に向けた取組支援の検討</li> </ul>
公共交通の利用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バス停近隣施設等を活用したバス待合環境の整備検討</li> <li>○公共交通に関する情報提供の実施検討</li> <li>○利用しやすい環境整備の検討</li> </ul>
公共交通による外出機会の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な世代間での公共交通利用による外出促進の検討</li> <li>○商業施設等との連携による特典等の検討</li> <li>○高齢者の外出機会促進に向けた公共交通利用支援の検討</li> <li>○公共交通利用促進に向けた啓発・周知活動の実施検討</li> <li>○地域とともに守り育てる公共交通の仕組みづくりの検討</li> </ul>



#### (4) 施策の一覧

下表に示す施策は本計画と関連性が高い主な施策を記載しましたが、計画の推進に当たっては各分野の個別計画と連携し、一体的な施策を展開します。

表 5-2 施策一覧

施策 カテゴリー	区域等	施策				
		アクションプラン	事務事業			
1	都市機能誘導のための施策	中心	地域包括支援センター事業	地域包括支援センターにて各関係機関とのネットワークを通じた高齢者の地域生活を支援。	病院運営管理事業	泉州南部地域の中核病院として将来にわたり安定的かつ継続的に良質な医療提供を図るため、指定管理者と連携。
2	都市機能誘導のための施策	中心			本のリサイクル関連事業	図書館の除籍本リサイクルを市民協働で、有償売却により、利益は公共の福祉へ
3	都市機能誘導のための施策	中心	(仮称)防災交流等拠点施設整備・運営事業	大規模災害時の防災拠点。平時は防災啓発、健康づくり等。	防災交流センター運営事業	防災講座や健康体操。災害時は災害対策本部、避難所機能。
4	都市機能誘導のための施策	中心		交流施設を活用した地域の健康づくり拠点整備事業	利便性の高い立地の健康拠点において、健康づくり、市民交流を促進する。	市民公益活動、地域福祉活動、生涯学習活動の支援及び相互連携の拠点機能。指定管理者による運営。
5	都市機能誘導のための施策	中心			文化交流館管理運営事業	指定管理者により、市民の文化活動の場の提供、各種文化振興に関する事業企画、実施
6	都市機能誘導のための施策	中心			文化交流拠点施設を活用した地域の健康づくり拠点整備事業	健康相談窓口の設置。中心市街地の立地を活かした健康づくり事業
7	都市機能誘導のための施策	中心	子育て総合支援センター事業	子育てサークルや地域の子育て支援者の育成を目的に社協と連携。	子育て総合支援センター	子育てサークルや地域の子育て支援者の育成を目的に社協と連携。
8	都市機能誘導のための施策	中心	尾崎駅前地区整備計画	中心の活性化を図るため、交通基盤整備、歩行空間確保、商業等の事業展開。	尾崎駅前地区整備計画	鉄道事業者との協議を進め、駅前の整備について協議する。
31	都市機能誘導のための施策 居住促進のための施策	全域	統合後の小学校跡地を活用した健康推進事業 公有財産活用推進事業	小学校跡地をリノベーションし、市民が出かける事により健康になる拠点づくり 公有財産調整会議等により決定された利活用方針に基づく公有財産の利活用	小中学校整備統合整備事業	より良い教育環境を提供するため、整理統合により、適正規模化を図る。
9	居住促進のための施策	中心 地区拠点	漁業振興対策事業	朝市等のイベント開催。地元魚介類の販売促進	漁業振興対策事業	朝市等のイベント開催。地元魚介類の販売促進
10	居住促進のための施策	中心 地区拠点	空き店舗活用事業	空き店舗を活用する事業者に補助及び制度のPRを行う		
11	居住促進のための施策	居住促進			空き家対策事業	適切な維持管理、有効利用
12	居住促進のための施策	中心 地区拠点	地産地消推進事業	収益性の高い農業、漁業の振興に向け、ブランド化やPR強化し、積極的な地域内消費を推進する。		
13	居住促進のための施策	居住促進	定住支援促進事業	DIY講座等や、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを進める。	移住定住促進事業	民間との連携のもと、特に子育て世代に向け、認知度向上を図る。
14	居住促進のための施策	地区拠点	公民館運営事業	地域の学習が集う拠点として地域のつながりの場として、市民ニーズを把握し、講座やイベントを実施。	西鳥取公民館運営事業	子育て支援、障がい者理解、和太鼓普及等講座、イベント等、当公民館の特性を活かした地域ニーズを取り入れた事業を実施。
15	居住促進のための施策	地区拠点	母親向けキャリア形成・就業継続支援事業	子育てと仕事を両立したい母親をサポートする為、母子支援制度を運用する企業への助成等、企業等と支援事業を連携して導入する。		
16	居住促進のための施策	地区拠点	公民館運営事業	地域の学習が集う拠点として地域のつながりの場として、市民ニーズを把握し、講座やイベントを実施。	東鳥取公民館運営事業	日本語指導、パソコン指導等、当公民館の特性を活かした地域ニーズを取り入れた事業を実施。
17	居住促進のための施策	地区拠点	生涯学習推進事業	様々な分野の人材バンク「100人のカルチャー」のカルチャーや職員出前講座等を行う。	生涯学習推進事業	様々な分野の人材バンク「100人のカルチャー」のカルチャーや職員出前講座等を行う。
18	健康のための施策	全域	はんなり健康マイレージ事業	健康づくりに関する取組参加でのポイント付与、記念品交換による健康づくり参加のきっかけづくり。	健康マイレージ事業	健康づくりや生きがいづくり等への取組みによるポイント付与
19	居住促進のための施策	全域	包括ケアシステムの構築	住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう、その支援が体系的に提供されるシステムの構築を実現する。	地域支援事業	地域包括支援センターにて各関係機関とのネットワークを通じた高齢者の地域生活を支援。
20	居住促進のための施策	中心 地区拠点	農業・漁業青年就業支援事業	農協・漁協や既存事業者、地元金融機関との連携により、若年就労者向け、一貫した支援を行うとともに、就業者間のネットワーク等、新規就業者へのサポートに協働で取り組む		
21	居住促進のための施策	全域	都市農業及び農空間保全事業(遊休農地解消)	農業者による協議会等プラットフォームづくり等の組織化の支援及び推進により、担い手の農地集積及び遊休農地解消を図る。		
22	居住促進のための施策	調整区域			府立自然公園維持管理事業	府立阪南・岬自然公園へのハイキングコース維持管理
23	居住促進のための施策	全域	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成の充実強化及び未結成自治会への自主防災組織結成支援。	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成の充実強化及び未結成自治会への自主防災組織結成支援
24	居住促進のための施策	調整区域			老人福祉センター事業	60歳以上の市民に対し、レクリエーション等、居場所づくりや生きがいづくり等の場の提供
25	居住促進のための施策	全域			老人福祉事業	老人クラブ活動推進として補助金を交付。これまでの経験を活かした生きがいと健康づくり、多様な社会活動。
26	健康のための施策	中心 地区拠点			健康マスター事業	地域の実情や特性に応じた企画を運営する市民健康マスターの活動推進。
27	居住促進のための施策	全域			保育所運営事業	津波などの災害に対しての避難訓練を地域と連携して実施。
28	居住促進のための施策	中心 地区拠点	幼稚園体験入園事業	NPOや民生委員等と連携して、こどもを通じて保護者同士が繋がる場としての活動。	幼稚園体験入園事業	NPOや民生委員等と連携して、こどもを通じて保護者同士が繋がる場としての活動。
29	居住促進のための施策	全域	体験等を通じた特色ある教育推進事業	地域資源などを活かした、多種多様な教育活動を実施し、様々な体験を通して児童・生徒が市の自然、歴史、産業を学ぶ	地域教育協議会補助事業	市内5中学校区の地域教育協議会の情報交流会の開催、各協議会の活性化。
30	居住促進のための施策	全域	幼稚園運営事業	園児減少や就園率低下に対し、整理統合計画に基づき効率的効果的に安全安心な運営を行う。	幼稚園運営事業	園児減少や就園率低下に対し、整理統合計画に基づき効率的効果的に安全安心な運営を行う。
31	公共交通利用促進のための施策	全域	コミュニティバスをもっと便利に！事業	コミュニティバスのIC化、利用者数把握、アンケート実施によるルート・ダイヤの見直し	コミュニティバス運行補助事業	交通バスの利便性向上、利用促進のため、利用しやすい環境づくりを検討する。
32	公共交通利用促進のための施策	全域	阪南市総合交通輸送システムの構築	交流バス利便性向上、交通結節機能強化、バリアフリー化等による公共交通を利用しやすい環境づくり	阪南市公共交通基本計画に基づく事業	事業の実施に向け、道路運送法に基づく法定協議会を設置するための協議調整を図るとともに、市民の公共交通に関する意識醸成を図るため、地域住民を対象とした公共交通に係る勉強会を実施する。

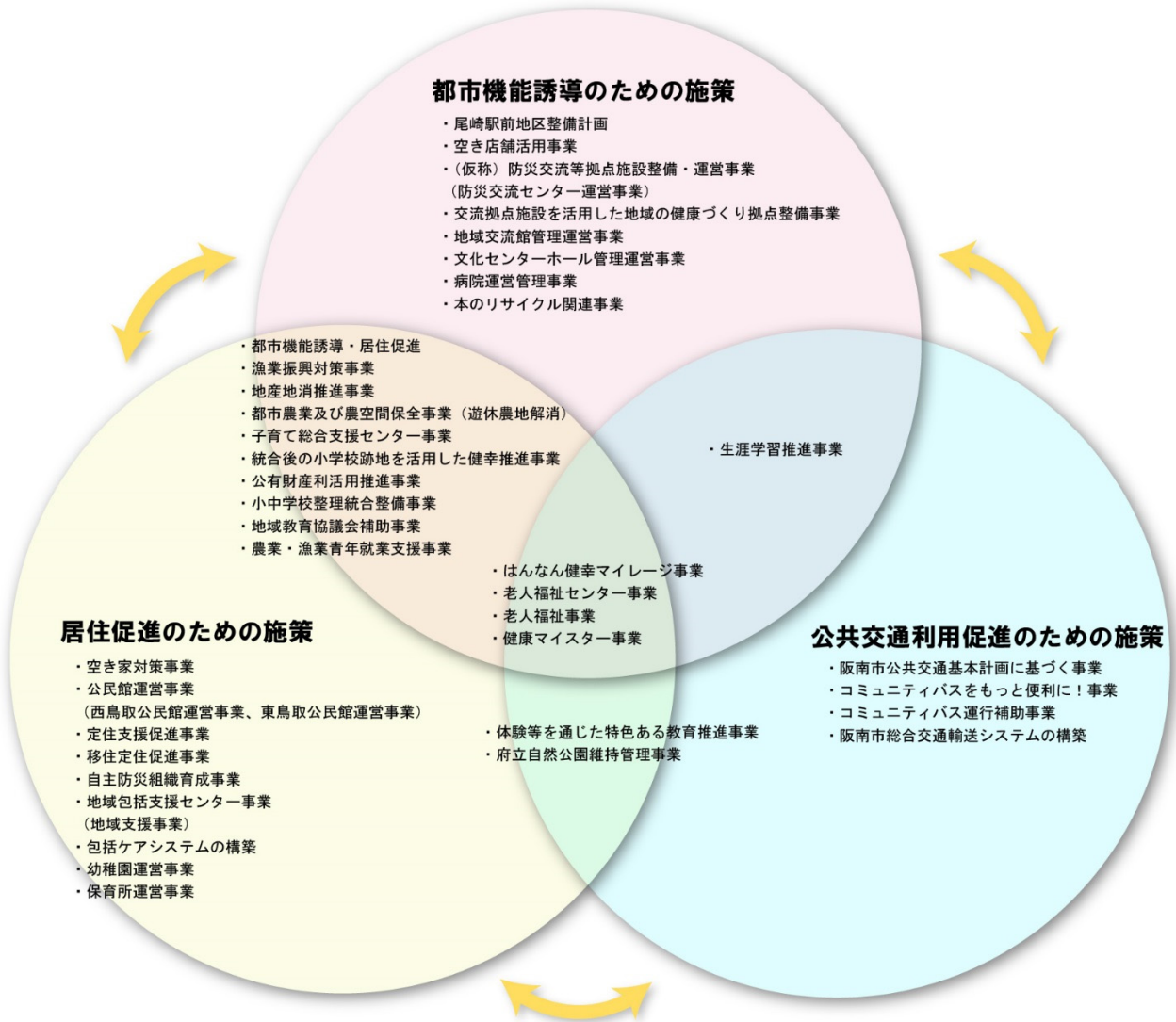


図 5-13 施策体系図

(5) 計画の推進に向けて

● PDCAサイクルの適用

- ・本計画の実現に向けては、計画の進捗を定期的に評価し、社会経済情勢や上位関連計画の見直し等を踏まえ、適宜見直しを行う必要があります。
- ・見直しにあたっては、概ね5年に1度実施される都市計画基礎調査等の調査と連動し、定期的かつ効率的に実施するとともに、その結果を市民に公表することで、都市構造の変化とその効果を官民で共有し、市民や企業の主体的な参画のもと、取組の推進を図っていきます。

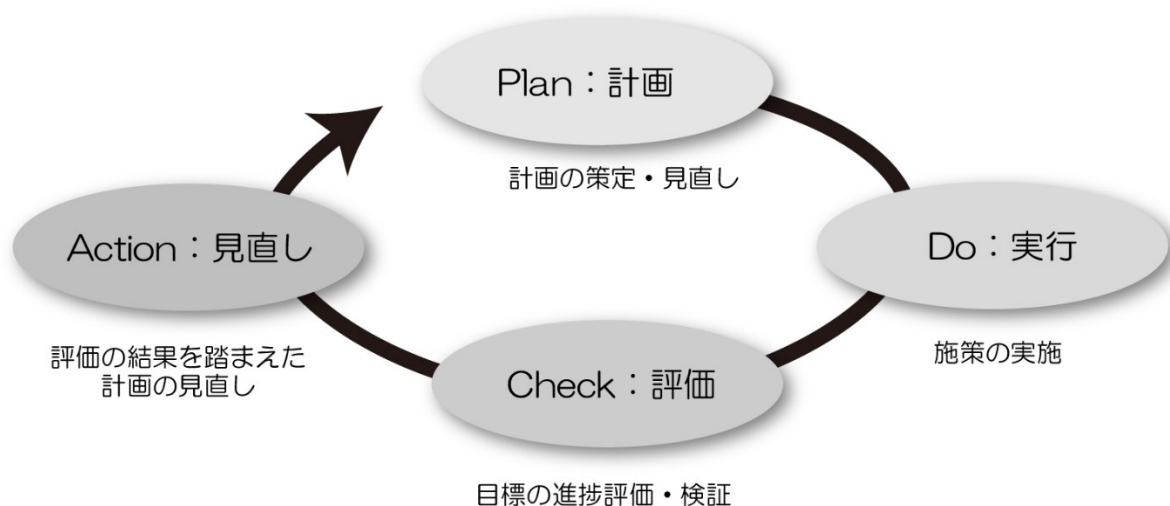


図 5-14 計画の進行管理のイメージ



## 5.2 目標値の設定

本計画では、将来像の実現に向けた進捗管理を行うため、評価指標を設定するとともに、その目標値を設定します。

### (1) 都市機能誘導に対応する目標値

#### **評価指標** 中心拠点周辺の歩行者数

市民が出かけて「健康」になること、または人の交流のための機能充実を目的に整備された拠点施設の整備効果を把握するため、中心拠点（尾崎駅前）周辺の歩行者数を評価指標とし、その維持をめざします。

表 5-3 都市機能誘導に対応する目標値

評価指標名	現況値	目標値(2040年)	備考
中心拠点（尾崎駅前）周辺の歩行者数	平成 29 年 3 月測定 < 駅南断面 > 平日 2,162 人 休日 3,627 人 < 駅東断面 > 平日 1,527 人 休日 3,257 人	現況値	



図 5-15 測定地点

## (2) 居住促進に対応する目標値

### 評価指標 居住促進区域内の人口密度

総人口が減少する将来においても、集まって暮らし、相互に支え合うことにより生活サービスやコミュニティを維持していくため、居住促進区域内の人口密度を評価指標とし、その維持をめざします。

表 5-4 居住促進に対応する目標値

評価指標名	現況値	目標値(2040年)	備考
居住促進区域内の人口密度	54.4 人/ha	現況値	

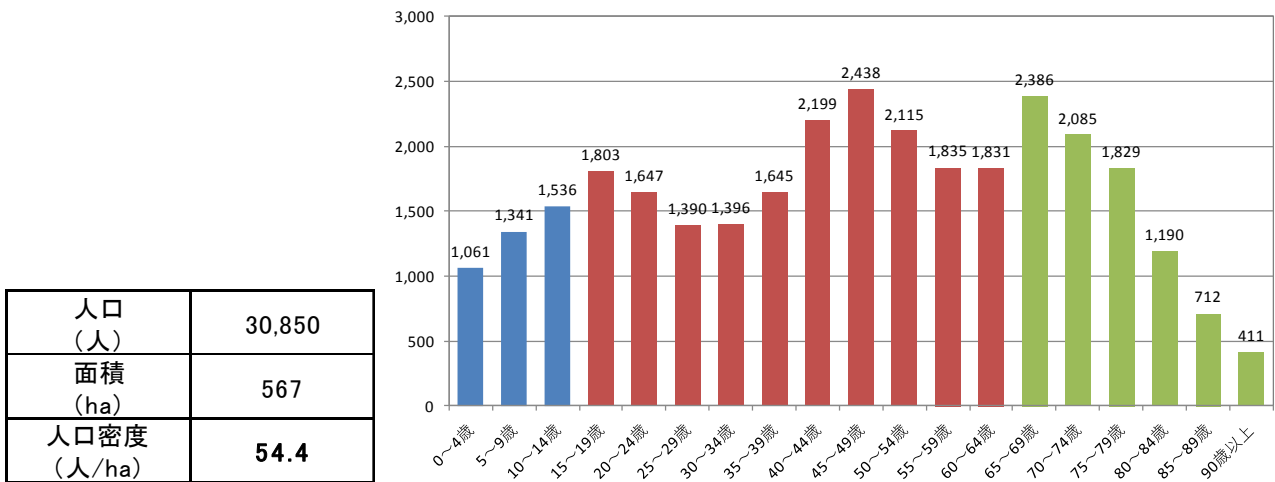


図 5-16 居住促進区域内の5歳階級別人口分布

## (3) 公共交通ネットワークの確保に対応する目標値

### 評価指標 公共交通の機関分担率

自動車に依存することなく公共交通を利用する市民の交通行動を反映する指標として、公共交通の機関分担率を評価指標とし、その維持をめざします。

表 5-5 公共交通ネットワークの確保に対応する目標値

評価指標名	現況値	目標値(2040年)	備考
主な外出先への交通手段のうち公共交通が占める割合	平日 26% 休日 18%	現況値	阪南市公共交通基本計画の評価指標

※ 現況値は、阪南市公共交通基本計画のアンケート調査結果に基づく

### 5.3 目標値の達成に向けて

人口減少下でも多世代交流や賑わいの創出をめざすため、5.2 目標値の設定の達成に向けて、5.1 誘導施策の検討に記載した施策に取り組むとともに、目標値に近づいているか、定期的に確認を行います。

- ・ 5.2 (1) 都市機能誘導に対応する目標値については、5.1 (1) で施策として位置付けた公共スペースの活用、安全・安心な歩行空間の整備等に市民協働や産官学連携で取り組み、市民が主役となった活気あるまちづくりを進めることにより、中心拠点（尾崎駅前）周辺における歩行者数の維持に繋がっているかを評価し、その結果を踏まえて適宜見直しを行います。
- ・ 5.2 (2) 居住促進に対応する目標値については、5.1 (2) で施策として位置づけた空き家・空き地の利活用や市内で働ける場の確保等に関する市民協働や産官学連携の取組により、人口減少下においても居住促進区域内で生産年齢人口の居住を促進することで市域全体の年齢階層別人口のバランスを保つ事により、居住促進区域内の人口密度維持に繋がっているかを評価し、その結果を踏まえて適宜見直しを行います。
- ・ 5.2 (3) 公共交通ネットワークの確保に対応する目標値については、5.1 (3) で施策として位置づけた公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現に向け、別途策定した阪南市公共交通基本計画に掲げた取組の方向性に沿って、過度な自動車交通に依存しない徒歩と公共交通利用とが連携した歩いて暮らせるまちづくりを進めることにより、公共交通の機関分担率維持に繋がっているかを評価し、その結果を踏まえて適宜見直しを行います。



(両面印刷調整用白紙)